



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月24日金曜日 第2010号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則.....1131

告 示

- 自衛官の追加募集.....1132
- 自衛官の採用試験.....1132
- 指定障害福祉サービス事業者の指定.....1132
- 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....1132
- 廃川敷地等の発生.....1132
- 基本測量の終了の通知.....1132
- 土地区画整理事業の換地処分.....1133
- 地籍調査の成果の認証.....1133

- 解除予定保安林.....1133
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....1133
- 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....1133
- 建設業者の許可の取消し.....1134
- 道路の供用開始（県道広田双海線）.....1135
- 開発行為に関する工事の完了.....1135
- 道路の供用開始（一般国道494号）.....1135
- 建設業者の許可の取消し.....1135
- 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....1136

公 告

- 准看護師試験の施行.....1136
- 採石業務管理者試験の合格者の発表.....1136

規 則

○愛媛県規則第59号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>イ <u>職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</u></p>	<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1505号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の

募集期間を次のとおり告示する。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 男子（平成20年度3・4月採用分（追加募集））

平成20年10月24日（金）から

12月3日（水）まで

○愛媛県告示第1506号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成20年12月7日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1507号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810101315	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町一丁目14番地7	小川純人	就労継続支援A型	さなえオアシス	松山市空港通六丁目13番地3	平成20年10月1日

○愛媛県告示第1508号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地		
						変更前	変更後	
3811300114	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番の1	武村志延	就労移行支援	たのしみ	四国中央市土居町津根3566-1	四国中央市豊岡町大町1412-1	平成20年9月1日

○愛媛県告示第1509号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

一級河川肱川水系大和川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成20年10月24日

3 廃川敷地等の位置

右岸 大洲市長浜町下須戒甲1822番2地先から

大洲市長浜町下須戒甲1823番1地先の公有地地先まで

右岸 大洲市長浜町下須戒甲1823番11地先の公有地地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 43.0平方メートル

○愛媛県告示第1510号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通

知があった。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業期間 平成20年7月1日から
平成20年9月30日まで
- 3 作業地域 松山市、大洲市、上浮穴郡久万高原町、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第1511号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、大洲市長大森隆雄から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 土地区画整理事業の名称
長浜都市計画事業大和（郷）土地区画整理事業
- 2 施行区域
大洲市長浜町下須戒の一部
- 3 換地処分年月日
平成20年9月30日

○愛媛県告示第1512号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
宇和島市	大字本九島、百之浦、蛤の一部	平成18年度から平成19年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
大洲市	新谷の一部	平成18年度から平成19年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	三島中央の一部	平成18年度から平成19年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	土居町上野・畑野の一部	平成18年度から平成19年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿

- 2 認証年月日
平成20年10月24日

○愛媛県告示第1513号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
四国中央市具定町字重石乙66の76、乙66の77、寒川町字寒川山乙254の56
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1514号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成20年10月24日から11月7日まで

○愛媛県告示第1515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市神戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年10月24日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 秀 幸	西条市中野甲1098番地3
"	高 橋 信 晃	西条市中野甲1228番地10
"	西 坂 増 美	西条市中野甲924番地
"	大 川 富 男	西条市中野甲481番地
"	國 田 喜 作	西条市中西381番地
"	山 内 豊	西条市洲之内甲62番地
"	工 藤 清 志	西条市洲之内甲807番地2
"	西 原 昇	西条市安知生331番地2
"	野 口 公 哉	西条市安知生705番地
監 事	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	高 木 一	西条市中野甲1532番地
"	伊 藤 好 雄	西条市中野甲662番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 野 秀 幸	西条市中野甲1098番地3
"	高 橋 強 美	西条市中野甲1519番地
"	西 坂 増 美	西条市中野甲924番地
"	大 川 富 男	西条市中野甲481番地
"	國 田 喜 作	西条市中西381番地
"	山 内 豊	西条市洲之内甲62番地
"	細 川 建 貴	西条市洲之内甲828番地
"	菅 誠 一	西条市安知生203番地
"	難波江 巧	西条市洲之内甲979番地
監 事	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	菅 克 美	西条市中野甲1301番地
"	伊 藤 好 雄	西条市中野甲662番地

○愛媛県告示第1516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、神戸橋一部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年10月24日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	久 門 忠 夫	西条市中野甲1411番地 2
"	明 比 勲	西条市中野甲924番地
"	塩 崎 宗三郎	西条市中野甲672番地
"	篠 原 哲 夫	西条市中西362
"	丹 政 尚	西条市洲之内甲739
"	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	西 坂 道 輝	西条市西田甲530番地
"	日 野 哲 也	西条市坂元甲480番地 4
"	金 子 一 善	西条市野々市126番地 4
"	福 田 初 雄	西条市禎瑞633番地

監 事	難波江 好 美	西条市榑木144番地 4
"	伊 藤 依 英	西条市洲之内甲193番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 門 忠 夫	西条市中野甲1411番地 2
"	明 比 勲	西条市中野甲924番地
"	塩 崎 宗三郎	西条市中野甲672番地
"	篠 原 哲 夫	西条市中西362
"	西 原 隆 雄	西条市洲之内甲420番地
"	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	真 木 茂 男	西条市西泉乙151番地 2
"	岩 本 雄 一	西条市西田甲536番地
"	金 子 一 善	西条市野々市126番地 4
"	福 田 初 雄	西条市禎瑞633番地
監 事	横 井 公 之	西条市榑木160番地
"	清 水 積 正	西条市中野甲312番地 1

○愛媛県告示第1517号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 19) 第16245号	平成20年 2月19日	大洋興産(株)	眞鍋健之助	今治市松本町 1 - 8 - 1	平成20年 9月2日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第982号	平成16年 9月21日	(株)タステム	高橋 政利	新居浜市政枝町 3 - 2 - 1	平成20年 9月8日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般特 - 15) 第1875号	平成15年 12月25日	葵建設工業(株)	田中 剛	新居浜市郷 5 - 5 - 41	平成20年 9月8日	土木工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業	建設業の廃止
(特 - 18) 第471号	平成18年 12月19日	喜田上建設(株)	村上 始	今治市喜田村 5 - 10 - 21	平成20年 9月9日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般特 - 19) 第1293号	平成19年 10月15日	富士建設(株)	馬越 章治	今治市伯方町木浦甲2748	平成20年 9月19日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第13469号	平成18年 7月23日	三協興産(株)	三好 哲雄	四国中央市金生町下分74 8 - 1	平成20年 9月22日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第6194号	平成18年 6月13日	台建設	渡辺 一	今治市大三島町明日1878	平成20年 9月26日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第6804号	平成19年 7月23日	小西土建	小池 民藏	今治市新谷甲1937 - 16	平成20年 9月29日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般 - 16) 第14296号	平成16年 7月23日	大西水道商会	浅山 智英	今治市大西町脇甲856	平成20年 9月29日	管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第15588号	平成16年 7月20日	(有)美匠	水上 好美	新居浜市萩生642 - 2	平成20年 9月29日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第5117号	平成18年 8月5日	(株)堀川	堀川 岩男	今治市長沢甲1188	平成20年 9月30日	建築工事業 屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘字宮ノ下甲790番地先から 同市双海町上灘字組甲821番5地先まで	平成20年10月24日

○愛媛県告示第1519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年10月24日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第35号 平成20年10月16日	伊予市上三谷字道中寺甲1130番地1	伊予市上三谷1130番地1 友 澤 昭 憲

○愛媛県告示第1520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町洪草1310番4から 同町洪草1314番8まで	平成20年10月24日

○愛媛県告示第1521号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
（般・特 - 19）第16231号	平成19年 12月27日	平和コンクリート(株)	清水 幸雄	八幡浜市保内町川之石字 新田1-236-1	平成20年 9月1日	土木工事業 とび・土工工事業 塗装工事業 造園工事業	建設業の廃止
（般 - 18）第6077号	平成18年 4月21日	古谷組	古谷 等	宇和島市三間町則1357	平成20年 9月2日	建築工事業	建設業の廃止 （事業継承）
（般 - 17）第942号	平成17年 6月3日	(株)ひじ建	久保田 敦	大洲市肱川町山鳥坂346	平成20年 9月8日	さく井工事業	建設業の廃止 （一部）
（般 - 17）第3455号	平成17年 9月6日	島建設(株)	小島 一幸	宇和島市津島町近家甲15 20-1	平成20年 9月18日	造園工事業	建設業の廃止 （一部）
（般 - 16）第15557号	平成16年 6月1日	(有)地修技術サービス	白崎 雅和	宇和島市坂下津甲381 - 126	平成20年 9月18日	土木工事業	建設業の廃止
（般 - 17）第10968号	平成17年 9月19日	(有)高田住研	高田 一男	大洲市菅田町菅田甲1010 - 47	平成20年 9月25日	建築工事業	建設業の廃止
（般・特 - 19）第187号	平成19年 9月3日	(株)御荘建設	山口利喜雄	南宇和郡愛南町御荘平城 3525	平成20年 9月29日	土木工事業 建築工事業 管工事業	建設業の廃止

(般・特 - 16)第863号	平成17年 3月30日	浅田工業(有)	浅田 大作	宇和島市長堀 1 - 6 - 5	平成20年 9月29日	建築工事業 管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
-------------------	----------------	---------	-------	------------------	----------------	------------------------	----------------

○愛媛県告示第1522号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都288番 2 から 同町僧都219番 3 まで	旧	メートル 4.7~44.5	キロメートル 0.655	
			新	4.7~44.5 8.9~44.5	0.655 0.721	

公 告

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203 号）第18条の規定により、平成20年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の場所
松山市一番町 4 丁目 4 - 2
愛媛県庁第 2 別館 6 階大会議室
- 試験の日時
平成21年 2 月20日（金）13時00分
- 試験願書の提出期間
平成21年 1 月16日（金）から 1 月23日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
〒790 8570
松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県保健福祉部管理局医療対策課

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成20年10月10日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成20年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	2	8	9